

よこはま2002ボランティアの会
世話人会 御中

| |
|---------------|
| 会員番号 (*事務局記入) |
| |

入 会 申 込 書 (HP入会用)

本会の趣旨、目的および会則に同意し、入会を申し込みます。
なお、下記の連絡先は本会の活動目的にのみ利用し、他への流用は固く禁ずることを条件とします。

| | | | | |
|---------------|---|-------|------|-----|
| ふりがな | 生年月日 (西暦) | | 年齢 | 血液型 |
| 氏 名 | 年 月 日 | | | |
| 希望業務に チェック | <input type="checkbox"/> 一般 (受付・案内誘導・美化清掃など) <input type="checkbox"/> 通訳案内 (得意な言語:) <input type="checkbox"/> 客船ボランティア (要英語・登録制) | | | |
| 住所 | 〒 - | | | |
| 電話番号 | (自 宅) | (携 帯) | | |
| F A X 番号 | | | | |
| メール アドレス | 事務局からの連絡メールを受け取りたいアドレスを正確に記入して下さい (登録はPC優先となります。あまりPCを開かない方は携帯のみご記入ください) | | | |
| | パソコン | | | |
| | 携 帯 | | | |
| 特技・習得 技術等 | | 語学資格等 | | |
| 入会動機 自己紹介 | | | | |
| 緊急連絡先 【必須】 | 氏名 (本人以外) | 続柄 | 電話番号 | |
| | | | | |

・年会費1,000円は、現在徴収しておりません。

・IDカード用の顔写真を添付してください【デジカメ写真はメールでお送りください】
<送付先> yokohama2002volunteers@gmail.com

よこはま2002ボランティアの会 会則

(会の名称及び所在地)

第1条

本会の名称を「よこはま2002ボランティアの会」(以下、「本会」)とし、所在地を代表宅とする。また、略称は「よこはま2002」とする。

(目的)

第2条

本会は、2002 FIFA World Cup (以下「W杯」という)に横浜市ボランティアとして活動した仲間と会員相互親睦を深めるとともに、会員の自発的なボランティア活動をサポートするネットワークを作ることにより、横浜市の発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条

本会の会員は次の各号の一つに該当し、かつ、年会費を納入した者とする。

- (1) 「W杯」に横浜市ボランティアとして活動に参加した者。
- (2) 本会の目的に賛同し、世話人会の承認を得て入会した者。

(世話人会)

第4条

本会の運営及び活動の企画・推進のために、会員の中から世話人を互選し、世話人会を置く。

- 2 世話人は共同代表2～3名、事務局長1名、会計2名、監事1名を互選する。また、文書等に単独の代表者名を記載する場合における代表者1名についても世話人の互選により選任する。
- 3 共同代表は本会を代表し統轄する。また、総会及び世話人会を招集し議長団となる。
- 4 会計は会費の公正、明瞭な管理を行い、世話人会に会費の使用状況及び財政状態を随時に報告する。なお、定期総会において会計報告を行い、承認を得る。
- 5 監事は会計監査を行い、その結果を定期総会において報告する。

(事務局)

第5条

世話人会は、職務を円滑に行うため事務局を置くことができる。

- 2 事務局は、世話人から互選した事務局長1名及び事務局員若干名で構成する。
- 3 事務局長は事務局会議を招集する。

(世話人及び事務局員の任期)

第6条

世話人及び事務局員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

- 2 前項の2年間とは、原則として始期を定期総会の日とし、終期を2年後の定期総会の日とする。なお、年度の途中から世話人及び事務局員になった者の終期は前項の者と同様とする。

(総会)

第7条

総会は年1回6月に定期総会を開催する、ただし、必要のある場合は世話人会の議決をもって、臨時総会を開催する事が出来る。

- 2 総会は会員の半数以上(一任委任状も含む)の出席により成立する。
- 3 総会は電子メール及び書面により開催、議決を行う事が出来る。
- 4 総会の議決権は会員一人に1口とし、一任委任状も同等とする。
- 5 本会の運営において、世話人会で定めた活動計画にない案件が出た場合は、世話人会の議決をもって直ちに有効とするが、次回の総会に報告するものとする。

(会費)

第8条

年会費は1,000円とし、会員より徴収し本会の運営に充てる。

- ただし、任意に開催する諸行事の費用はその都度、参加者より徴収する。
- 2 既納の会費及びその他の拠出金品は返還しない。

(活動年度及び会計年度)

第9条

本会の活動年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(寄付)

第10条

会員及び第三者からの寄付については、その内容に関わらず世話人会に報告し、承認を得るものとする。

(会則の改廃)

第11条

本会則は総会において、会員の過半数の賛成をもって変更することができる。

2 本会則に定めのないもの、若しくは疑義が生じた事項については、世話人で議決し、次の総会で報告を行い、承認を得るものとする。

(会員の個人情報)

第12条

会員から得られた個人情報は、活動に必要な場合のみに使用し、適切な管理を行う。

(付則)

(1) 本会則は、2003年6月29日より施行する。

(2) 本会則は、2004年6月27日より一部改定。

(3) 本会則は、2005年6月19日より一部改定。

(4) 本会則は、2012年6月30日より一部改定。

(5) 本会則は、2013年6月30日より一部改定。(活動年度及び会計年度を変更)

(6) 本会則は、2017年6月24日より一部改定。(会の名称変更/実施は2018年4月1日より)

(7) 本会則は、2019年6月23日より一部改定。(個人情報に関する項目追加)

(8) 本会則は、2021年6月27日より一部改定。(世話人に関する項目変更)